

青森県報

号外第九十八号

令和三年
十一月十日
(水曜日)

目次

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一

○右 同……………同……………二

○右 同……………同……………三

○右 同……………同……………四

○右 同……………同……………四

○右 同……………同……………五

○右 同……………同……………六

○右 同……………同……………七

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ユニバース下長店

八戸市下長四丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
有限会社ファインファーマシー 八戸市下長四丁目一の一 代表取締役 渡部雅子	変更なし	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	

四 届出年月日

令和三年十月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース堅田店

弘前市大字青山二丁目二三の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更年月日	令和 三・五・二七
-----	--	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

変更後

変更年月日

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦建彦

令和
三・五・二七

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 木村公保

変更なし

株式会社タツミヤ
東京都八王子市暁町一丁目三二の一三
代表取締役 指田努

変更なし

小野忠男
平川市尾上栄松一〇

変更なし

平成
三〇・四・二〇

株式会社菊池薬局
弘前市大字土手町一八
代表取締役 菊池清二

変更なし

令和
二・二・二七

四 届出年月日

令和三年十月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース小中野店

八戸市小中野三丁目二四の七二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日	令和 三・五・一七
-------	--	-------	--	------------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変 更 年月日	令和 三・五・一七
-------	--	-------	--	------------	--------------

株式会社パセリー業
上北郡おいらせ町神明前一四三の
一四九
代表取締役 小泉輝美

株式会社パセリー業
上北郡おいらせ町木ノ下南二の五
五〇
代表取締役 小泉輝美

平成
二六・二・一九

株式会社ラグノオささき
弘前市大字百石町九
代表取締役 木村公保

変更なし

株式会社サンドラッグエース
北海道札幌市東区北四一条東九丁
目三の一
代表取締役 岡田誠

株式会社サンドラッグエース
北海道札幌市東区北四一条東九丁
目三の一
代表取締役 渡邊崇

令和
二・〇・一

四 届出年月日

令和三年十月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバースむつ旭町店
むつ市旭町一七七の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更年月日	令和 三・五・二七
-----	--	-----	--	-------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更年月日	令和 三・五・二七
変更前	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし			

四 届出年月日

令和三年十月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース新井田店
八戸市大字新井田字法光野二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

四 届出年月日

令和三年十月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース 湊高台店

八戸市湊高台七丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
変 更 後	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

四 届出年月日

令和三年十月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	J A三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目一三の一 代表取締役 古谷周三	J A三井リース株式会社 東京都中央区銀座八丁目一三の一 代表取締役 新分敬人	令和 三・六・三五
変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・一七
変更前	D C M株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
変更前	株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	

四 届出年月日

令和三年十月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出
 ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十一月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ラ・セラ東バイパスショッピングセンター
 青森市八重田四丁目二の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・二七

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	令和 三・五・二七
株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 神谷和秀	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目二三の五 代表取締役 木下尚久	平成 二六・九・一 (住所) 令和 元・五・三四 (代表者)
株式会社パレモ 愛知県稲沢市天池五反田町一 代表取締役 小田保則	パレモ・ホールディングス株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二七の一三名駅錦橋ビル六階 代表取締役 吉田馨	平成 二九・八・三 (名称) 令和 元・七・八 (住所) 平成 二七・二・三 (代表者)
株式会社モリタ 青森市新町二丁目二の五 代表取締役 盛田正裕	株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良紀	平成 三三・〇・二八 (住所) 三〇・五・四 (代表者)
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	変更なし	
丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八の三 代表取締役 楡金洋二	丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八の三 代表取締役 高浦隆彦	令和 二・九・一
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の一三 代表取締役 指田努	変更なし	
株式会社かとう 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢七八の一四 代表取締役 加藤尚	変更なし	

株式会社三城 東京都港区港南四丁目一の八 代表取締役 加賀純一	株式会社三城 東京都中央区日本橋室町二丁目四 の三 代表取締役 澤田将広 (代表者)	株式会社三城 三〇・三・一 (住所) 二六・二・八 (代表者)	株式会社エフ・シー・エス 山形県米沢市金池五丁目一の二七 代表取締役 腰越弘樹	株式会社エフ・シー・エス 山形県米沢市金池五丁目一の二七 代表取締役 金丸まゆ	平成 二五・五・三五	株式会社大池商店 有北郡東北町字上笹橋三の四六 代表取締役 大池勇気	変更なし	株式会社エフ・シー・エス 山形県米沢市金池五丁目一の二七 代表取締役 阿部淳之輔	株式会社エフ・シー・エス 山形県米沢市金池五丁目一の二七 代表取締役 阿部淳之輔	平成 二五・七・二	株式会社よしのや本間 青森市八重田一丁目六の二三 代表取締役 本間博	変更なし	株式会社クレオスアパレル 東京都品川区西五反田七丁目二二 の七七 代表取締役 杉山伸二	株式会社クレオスアパレル 東京都品川区西五反田七丁目二二 の七七 代表取締役 大賀浩司	令和 二・四・一	株式会社セリア 岐阜県大垣市外濑二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更なし	株式会社キクヤメガネ 青森市新町一丁目一の一七 代表取締役 羽田和弘	平成 三〇・九・一	株式会社つみかメラ 青森市栄町一丁目一の二二 代表取締役 田中啓作	変更なし	三〇・一〇・三二
---------------------------------------	--	---	---	---	---------------	--	------	--	--	--------------	--	------	--	--	-------------	--	------	--	--------------	---	------	----------

四 届出年月日

令和三年十月二十二日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和三年十一月十日から令和四年三月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年三月十日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県 青森

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円